

令和7年10月27日

第10回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第10回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和7年10月27日				招集場所	市民プラザかぞ多目的ホール			
開会の日時	午後1時56分				閉会の日時	午後3時50分			
会長	小川達男				職務代理	松本昇			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	高橋	雅一	○		9	小山	治延	○	
2	久保	文夫	○		10	須藤	秀夫	○	
3	瀬下	京子	○		11	関	弘明	○	
4	山岸	和男	○		12	松本	昇	○	
5	嶋村	浄	○		13	中島	利雄	○	
6	金子	勇一	○		14	小川	達男	○	
7	小川	達夫	○		15	小坂	実	○	
8	松本	榮次郎	○						
					加須市農業委員会事務局				
					局長 野崎修司				
					次長 前島勝己				
					主幹 渡辺昌也				
					主幹 野崎浩次				
					主任 福地英昌				
					主任 三村隆浩				

開会 午後 1時56分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さんこんにちは。

定刻の前でございますけども、皆様おそろいになりましたので、これより令和7年第10回の加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



### ◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） それでは、皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

私も田んぼをうちでやっていますけども、大体19日に終わりました、今年は田植えが遅いところなんかは草が生えてきまして、中干しをやってから田んぼ途中でやめたというようなのを半分ぐらいやってみたというのが、三、四枚ぐらいです。ということで、また新規は終わっていないところも若干あるようですけども、そういうような状況でございます。

それでは、これより令和7年第10回加須市農業委員会総会を開会いたします。



### ◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。お願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

本日は公私共大変お忙しい中、当総会にご出席いただきましてありがとうございます。

今、全国的に熊及び野生動物の被害が、連日マスコミで放送されているご時世であります。そういう中、大いに人的被害また我々の生産物である農産物の被害が多々発生しているという情報が入っております。

そういう中、私の地域におかれましても人的被害はないんですけども、農産物の被害とあと地域環境の悪化というか、そういう懸念が多々ありまして、これは将来私たちの地域でも

こういう問題が発生するのではないかなというふうに感じているところであります。今後地域におかれましてそういう発生を防ぐためには、地域環境の整備多々必要ではないかなというふうに感じておりますので、皆様方の日々のご協力よろしくお願ひしたいと思います。

本日も多数の案件があります。皆様方のご協力の下、総会が進行できればというふうと考えておりますので、簡単でありますけど、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。



### ◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会に当たりまして、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。



○局長（野崎修司君） 次に、審議に入ります前に、皆様にお配りしてございます資料に訂正がございますので、訂正につきまして事務局よりご説明を申し上げます。

○事務局（前島勝己君） 失礼します。

本日の訂正ですが、1点ございます。

議案書10ページ、5条の8番、水深地区の右から2マス目、転用の目的欄に、建築条件付売買予定地（5区画）とありますが、これを7区画に変更をお願いします。5を7に変更をお願いします。こちらは申請書自体に誤りがありましたので、訂正となります。

訂正は以上になりますが、もう1点、連絡ですが、本日総会終終了後、埼玉県農林公社の中間管理事業担当のコーディネーターの方が、中間管理事業の推進について、ご説明にまいります。所要時間は30分を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上となります。

○局長（野崎修司君） それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、小川会長さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

---

◇

**◎議事録署名委員の指名**

**○会長（小川達男君）** それでは、始めたいと思います。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

7番、小川達夫委員及び

8番、松本榮次郎委員

の両委員を指名いたします。

---

◇

**◎取下願の報告**

**○会長（小川達男君）** 次に、議事に入る前に、2件の取下願が提出されております。

本日の議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書14ページの17番、原道地区及び18番、豊野地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案から省かれますことをご報告いたします。

---

◇

**◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決**

**○会長（小川達男君）** それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の12件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局（渡辺昌也君）** ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、農業による所有権移転で、必要添付書類が調えられております。

また、譲受人は新規就農にて家庭菜園を行うため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

10月21日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。譲受人の さんにお聞きしたところ、申請地は譲渡人の さんのお宅が実家で、本家で今までは土地を借りていて、今回贈与という形になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページ、3ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が調べられています。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、遠方に居住しており耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

10月21日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地調査を行ってまいりました。譲受人の代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。

さんによりますと、譲受人の　　さんは、譲渡人　　さんの土地を購入し、野菜を作りたいとのこと。案件の土地は、令和7年度農地利用状況調査では、アシで覆われて緑区分にしてきた場所もありましたが、現地確認のときはアシはきれいに刈り取られ、整備されていました。譲渡人の　　さんは　　に住んでおり、管理できないことから、売却したいとのことでした。この先野菜畑として管理すれば、耕作放棄地を未然に防ぎ、有効利用できると思います。

このようなことから、本件申請は現地調査で状況を確認し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が調べられています。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は遠方に居住しており耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君）　10番、須藤秀夫です。

10月21日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。譲受人の代理人であります　　さんの案内で現地確認を行いました。

譲渡人の　　さんは、今まで　　さんに田んぼを貸して現在まで管理していましたが、こ

れから先後継者もなく、耕作できる状態ではないので、土地を売却したいとのことです。譲受人の　　さんは、案件の土地の両隣りも耕作しており、1枚の田んぼとして既に作付していますので、問題はないかと思えます。現地は稲が刈り取られた後で、きれいに管理されていました。

このようなことから、本件申請は、現地調査で状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

3番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図5ページから9ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が調べられております。

また、譲受人は父の農業を手伝いをしていましたが、農業経営を行っていきたくため、譲渡人は、高齢により耕作を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君）　8番、松本榮次郎です。

4番の志多見地区について、まず10月20日の日に地区担当の推進委員、夢川さんがちょっと都合が悪いということで、後日23日にこの案件について私のほうが確認した結果、報告し、既に内容については了解得ています。

内容について報告しますと、立会人、10月20日の日に代理人　　氏と譲受人の　　さんは、現在この　　さんの6枚の畑については、中間管理事業で借りて畑を生産していると

ということで報告がありました。特にこの さんについては、お父さんが亡くなり、お母さんの さんも管理ができないということで、この畑を何とか使っていただきたいということでの話で、 さんのほうに話が行ったというふうに聞いております。

内容について、畑の6枚について現地を確認しました。田んぼについては現在 さんが中間管理で借りているということで、稲を刈った後きれいになっておりました。もう さんは高齢でできないということで、何としても使っていただきたいということで話が進んで、譲受人が分かりましたということで、一応進んでおります。

内容については特に問題ないということで、推進委員の夢川さんにも報告し、内容については特に問題ないということなので、許可相当と判断いたしました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページから13ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が調べられております。

また、譲受人は農業経営を拡充していきたいため、譲渡人は高齢のため耕作できなくなったためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関弘明です。

10月18日土曜日に、推進委員の清水さんと現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、本申請の譲受人である さんのお父さんに対応していただきました。初めに自宅で聞き取りを行い、その後現地確認を行いました。

今回の譲受人と譲渡人は親戚関係であり、譲受人宅は本家に当たるそうです。申請に至った経緯を確認したところ、譲渡人は高齢となり後継者もいなく、今後耕作ができないため、本家である 家に所有する全ての農地を引き取っていただきたいと申し出たそうです。

譲渡人である さんは、間もなく勤めている会社を定年退職となることから、これからは農業に専従できるため、この申出を了承したそうです。無償というわけにもいかないため、売買ということにしたそうです。

現地の状況ですが、全ての農地を確認したところ、きれいに管理、耕作されておりました。農機具の所有状況も併せて確認をさせていただきましたが、必要な農機具は一通り管理されておりました。

聞き取り結果や現地の状況等は以上でございまして、今回の申請については許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページ、15ページをご覧ください。

本案件は贈与による所有権移転で、必要添付書類が調べられています。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は高齢により耕作できないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、10月20日に新井さん、荻原さん両推進委員と現地確認と聞き取りをいたしました。

現地は中を見たところきれいに管理されていました。この土地なんですけど、20年以上前に購入された土地ですが、作付したことがなく放置状態だったため、整地をして隣地で稲の作付をしている さんに相談したところ、今回贈与ということで話がまとまり、申請となりました。許可相当と考えますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページから20ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が調えられております。

また、譲受人は農業経営の規模拡大のため、譲渡人は高齢により耕作できないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

10月19日に荒井推進委員さんと現場を確認し、譲受人の さんから話を聞きました。申請地圃場は、以前は譲渡人の さんが耕作し、譲受人の さんが刈り取り作業をしていたそうです。譲渡人の さんのご主人が亡くなり、相続しましたが、耕作することができないため さんにお願ひし、今回の申請になったそうです。

この案件につきましては問題なしと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が調えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

10月24日に推進委員の増田さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で譲受人の さんにお会ひし、いろいろお話を伺つてまいりました。譲渡人のさんの隣の農地は さんが買って、20年以上前から さんが耕作してきたとのことで

した。　　さんから、二、三年前から買っていたきたいと話で、話し合われて、売買が成立したとのことでした。

現地は、　　さん、　　さんの土地が高さがあんまりないので畦畔が外れされておりました、耕うんもされておりました。何の問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の東地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図22ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が調べられております。

また、譲受人は営農等拡大のため、譲渡人は高齢により耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君）　3番、瀬下です。

10月20日、田村推進委員と譲受人の　　さん立会いの下、現地確認及びお話を伺ってまいりました。

現地に関しましては、稲刈りが終わった後で草もなく、きれいに管理はされておりました。譲渡人の　　さんですけれども、以前から耕作されておらず、　　さんが耕作をしておりました。申請地の隣接地が　　さん所有の土地であるため、畦畔を取りまして一体化し、耕作しやすくしたということです。

今回、 さんのほうから贈与の話がありまして、申請に至ったということです。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

9番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が調えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢により離農のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

10月20日、田村推進委員と譲受人の代理人であります土地家屋調査士の さん立会いの下、現地確認及びお話を伺ってまいりました。

現地はきれいに管理をされておりました。譲渡人の さんは に居住されておりました耕作できないため、以前より さんが耕作をしておりました。今回処分したいとのお話があり、申請に至ったということです。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図24ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が調えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢により農業を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番(金子勇一君) 6番、金子です。

10月21日、地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲受人代理の さんから聞き取りと現地調査を実施いたしました。

現地は草刈りが済んだばかりの農地でした。 さんによりますと、先月の案件と同様で、地主さんから高齢のため譲渡したいと申出があったもので、申請が1か月遅れました。先月の案件に入っているわけだったんですけども、これが遅れた理由は、地主さんのほうで不幸があったためとのことでした。

本件は農地法の基準も満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、12番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が調えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は遠方に居住しており耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

10月21日、地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査をいたしました。

現地は耕作、耕うんされているきれいな農地でした。 さんによりますと、譲渡人は以前から さんに耕作を依頼しておりましたが、遠方に居住しており、今後も農地の維持管理ができないことから、現在耕作している さんに譲渡したいとのことでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われま

すので、許可相当と判断したところ

です。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の11件を議題といたします。

1番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び敷地調査図の4-1をご覧ください。

本案件は、自己用住宅の敷地拡張をするため許可を取得するもので、必要添付書類が調べられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、住宅敷地の一部が農地であることが分かり、一部に既存建物が越境していることが分かったため手続をするものであり、始末書が添付され、今後においても住宅として使用していくことから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

10月22日に、荒井推進委員さんと現場を確認をし、申請者の息子さんの さんから話を聞きました。

申請地は、以前から住宅地の一部として使われていました。家の建替えを計画していたところ、住宅の一部が農地だと分かり、今回の申請になったそうです。

この案件につきましては問題なしと判断しました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1件を議題といたします。

1番の大桑地区の案件及び議案第4号「農地法第5条第1項の規定についての許可申請について」の3番の大桑地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

当該計画変更申請の番号1及び5条の3番につきましては、譲受人及び譲渡人共に同一で事業計画等関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図29ページ及び5-計画変更平面図、5-3平面図をご覧ください。

本案件は、令和3年6月11日付け自己用住宅用地として許可となりましたが、当初事業計画者の諸事情により継承の打診があり、事業化が可能と判断し申請するもので、必要添付書類が調べられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、当初事業計画者の諸事情により継承の打診があり、事業化が可能と判断し申請するもので、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(久保文夫君) 2番、久保です。

10月22日、推進委員の梅田さんと野本さん及び譲受人で さんの4人で、現地調査

並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、加須インターチェンジの南側に位置しています。雑草は管理されており、既存集落と新興住宅及び流通施設が共存する地域で、遊休農地が点在しております。 である譲受人の さんは、破産した譲渡人の管財人弁護士から、住宅を建設するために購入する予定で、今回の許可申請となったものです。

これらのことで、周辺の住宅や流通施設及び遊休農地に影響はないものと思われま。本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、1番の大桑辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の16件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図27ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（10年）により土地を借り受け、駐車場とするもので、必要

添付書類が調べられております。

また、現地調査を行った結果第2種農地と判断され、現在別の農地を一時転用し駐車場として利用しておりますが、期間終了後は農地へ復元するため、園からの至近距離であり計画したもので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

10月21日、推進委員の梅田さんと野本さん及び代理人の さんが経営する行政書士職員の さん並びに譲受人、 さん、同 の6人で、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。なお、譲渡人は さんで、 さん個人の農地です。

申請地は、 地区の既存集落の北方面にあります。周辺は田畑や太陽光パネルが多く、北側は葛西用水路が流れ、その向こう側の大利根地区は国道125号線が位置し、その周辺に住宅と多くの大規模な流通施設が林立している地域です。

今まで 駐車場として使用して使用していましたが、砂利を敷いて違法に使用し、今年6月の案件でも原状復帰することとされ、この申請地を農地に戻したものです。許可後は改めて駐車場として整備するものです。また、周辺の農地等には影響がないものと思われま。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひま。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図28ページ、配置図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場とするもので、必要添付書類が調べられております。

また、現地調査を行った結果第2種農地と判断され、道路、土木工事業を行っており、業務用車両の保管場所として利用するため計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

10月21日、推進委員の梅田さんと野本さん及び代理人で設計事務所の さん及び譲渡人の さん並びに関係する不動産会社の計6人で、現地調査及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、 沿いの南側にあり、高速道路の側道の並びに位置しております。周辺は新興住宅が数多く存在し、96平米の田で、雑草が繁茂している環境でした。譲渡人の さんによると、毎年雑草刈りをしています。今年は2回ほど刈込みをしましたが、大人の胸ぐらいに伸びてしましまして、これからは管理できないとのことでした。道路、土木工事業の譲受人の方は来られませんでした。駐車場として利用するとのこと。これらの中で、周辺の住宅や他の遊休農地に影響はないものと思われまます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひまます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（1区画）とするもので、必要添付書類が調えられております。

また、現地調査を行った結果第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

10月21日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。代理人の さんにお聞きしたところ、譲渡人のさんは結婚して に家を建て、その後申請地は贈与となり、土地の管理は知人の管理していただいていたのですが、体の調子が悪くなりできないですという形になりましたが、今回土地の売買になりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の水深辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図31ページ、土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し自己用住宅とするもので、必要添付書類が調えられております。

また、現地調査を行った結果第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないも

のと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

10月21日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていまして、譲渡人の さんにお聞きしたところ、申請地はご主人さんがちゃんと管理されていしましたが、今年の 、土地の管理が難しくなりました。申請地の周りは住宅がどんどん建ってきて、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の水深辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図32ページ、土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅とするもので、必要添付書類が調べられております。

また、現地調査を行った結果第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

10月21日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていました。譲渡人の さんにお聞きしたところ、譲受人の方は息子さんと、去年の11月に結婚されて、実家が近いほうが将来のために子供ができれば見てもらいたいと思って、 で、今回実家の近くで住む思いで、申請地で家を建てる考えです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の水深辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図33ページ、計画配置図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場の敷地を拡張するもので、必要添付書類が調えられております。

また、現地調査を行った結果第2種農地と判断され、重機の回送等の搬送を行っておりますが、既存の駐車場が狭いため拡張するものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

10月21日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていました。譲渡人の さんのお宅に何度か行きましたが、いないもので、代理人の さんにお聞きしました。申請地の左が重機のトラックや大型トラックの駐車場で、転移に危険があると思うので、今回土地の売買で敷地を拡張したいと思い、その予定です。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の水深辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図3 4ページ、土地利用計画図5－8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（7区画）とするもので、必要添付書類が調べられております。

また、現地調査を行った結果第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

10月21日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。譲渡人の さんにお聞きしたところ、申請地は10年前ぐらいは野菜やお米を作っていたらしく、申請地の右下は太陽光発電所で、そのため水の流れがなくなり、野菜やお米が作れなくなり、土地の管理が難しくなりました。今回の申請になりました。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の水深辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） ここで、審議の途中でございますけれども、休憩とさせていただきます。

なお、再開につきましては3時10分といたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時12分



#### ◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） これより審議を再開いたします。



○会長（小川達男君） それでは、始めたいと思います。

9番及び10番の三俣地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

5条の9番と10番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。  
位置図35ページ及び構造図5-9、現況平面図・計画平面図5-10をご覧ください。  
両案件は、譲受人が使用貸借権（1か月）及び売買により土地を取得し、進入路（一時転用）及び駐車場とするもので、必要添付書類が調えられております。

また、現地調査を行った結果第3種農地と判断され、駐車場については既存の従業員駐車場が離れた場所にあるため不便であり、従業員駐車場の設置及び既存の修理用駐車場が満車であることから、修理用駐車場を計画したものであり、隣接農地を譲り受けることができ計画したもので、進入路の一時転用については、駐車場の工事に伴う進入路が狭いために工事

車両の出入りの拡張のため計画したもので、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

10月19日日曜日に、田村推進委員さんと現地土地を確認後、譲受人の 氏及び譲渡人の 氏及び 氏と面談をしましてまいりました。 氏に関しましては、 氏と兄弟ということと遠方ということで、 氏が代表して話をするということで了解をしましてまいりました。

まず、本案件は譲受人の 氏が提案をしたもので、現状 氏は自動車修理工場を行っていきまして、位置図の 、本案件の前の土地、ここを道路から同じ面積のところ、居宅と修理工場を営んでおります。私たちが訪問した際には、もう空き地はほとんどなく、車で埋まっております、なおかつ道路にも駐車している現状でございました。

そういうことを打破するために、 氏は本来は右寄りの道路に面した土地が欲しかったんですけども、なかなか合意できないもので、この裏の を譲り受けるということになりました。

本件土地につきましては、裏側と左脇に農道が走っておりまして、1メートルぐらいの幅の狭い農道でございまして、どちらかといいますと は袋路のような形になっておりまして、 さんが使わないと使えないような土地になっておりました。というわけで、 氏は さんに土地のほうを譲るということになりました。

譲り受けたにもかかわらず、同じ幅の敷地に居宅と工場が目いっぱい建っておりますので、裏に入る道がございません。それで、道から裏へ入る土地までの工事車両の動線としまして借り受けたものです。ですので、工事が終了しましたら原状回復して、元の1メートル幅の農道に戻すということでございます。大変、商売上今まで近隣に迷惑をかけておりましたので、本件が成立するとすっきり道路にも駐車しないようになるということで、本人も喜んでおりました。

ただし、後ろの土地に行く道路はございませんので、どうしますかというふうに尋ねましたら、修理工場の一部を開放しまして、表か裏に抜けられる誘導路みたいのをご自分の敷地内につくるということでございましたので、それなら大丈夫だなというふうに感じてまいり

ました。

以上をもちまして、農地法第5条の申請につきましては、自分なりに何の問題なしと判断してまいりました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、9番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図36ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（29か月）により土地を借り受け、駐車場（一時転用）とするもので、必要添付書類が調えられております。

また、現地調査を行った結果第2種農地と判断され、隣接する開発計画に伴い、既存の従業員駐車場の一部を工事車両の駐車場とすることから、申請地を代替地として従業員駐車場とするものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

10月21日に、地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地調査を行ってまいりました。譲受人の代理人であります行政書士の さんに現地対応をしていただきました。

工業団地隣接地区の開発計画に伴い、従業員駐車場として一時的に確保する必要があるた

め、申請するとのことでした。案件の土地は、草で覆われていました。駐車場として利用する場合、砂利を敷いて利用するとのことでした。一時転用終了後は砂利を取り除き、返すということでした。案件の土地を駐車場として利用する場合、ほかの農地、住宅に影響を及ぼすことはないと思います。

このようなことから、本件申請は状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図37ページ及び土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買及び使用貸借権（30年）により土地を取得及び借受けし、自己用住宅とするもので、必要添付書類が調えられております。

また、現地調査を行った結果第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

10月21日に、地区担当委員の越塚明さんと現地調査を行ってまいりました。譲受人の代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。

譲受人の さんは、譲渡人の さんのお子さんに当たります。現在は に住んでいます。将来のことを考えて、実家の隣に自己用住宅を建設することで、行き来が容易にでき、

両親とも支え合うことができることから計画したとのことでした。また、今まで出入口が狭いため、さんの土地を購入し、生活環境を整えたいとのことでした。

現地を確認しましたが、自己用住宅を建設するに当たり、周りへの影響はないと思います。このようなことから、本件申請は状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2 番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 3 番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 3 8 ページ及び土地利用計画図 5 - 1 3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（1 区画）とするもので、必要添付書類が調えられております。

また、現地調査を行った結果第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5 番（嶋村 淨君） 5 番、嶋村です。

1 0 月 2 0 日の日に、推進委員の金子さん、代理人である 土地家屋調査士と現地確認をしました。その後、譲渡人の さん宅を訪問し、お話を伺いました。

現場はきれいに耕うんされていて、よく管理されておりました。地形が三角でちょっとあれかなと思いましたが、見晴らしは良いところで、住宅としては最高だと思います。さんの話では、この 3 筆とも さんが耕うんして管理しているそうです。以前は野菜を植

えていたらしいんですけど、ここのあたりなんかは何も植えていないというお話でした。

が譲渡人の さんの土地なんですけども、今回 さんが売却することになり、併せて さんも売却することにしたそうです。やむを得ないと判断いたしました。よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 3 番の騎西地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 4 番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 3 9 ページ及び平面図、断面図 5 - 1 4 をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（9 か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が調えられております。

また、現地調査を行った結果農用地（青地）と判断されますが、9 か月間の一時転用であり、盛土をし耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1 1 番（関 弘明君） 1 1 番の関弘明です。

1 0 月 2 2 日水曜日に、推進委員の清水さんと現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、本申請の代理人であります さんに対応していただきました。

今回の申請は、農地改良を目的とした 5 条申請ですが、今回の対象農地は、議案書を見ても分かるように筆数は多いのですが、一筆一筆は小さい面積の農地が多くなっております。現地の状況ですが、水稻を作付し既に刈り取りが終わっている農地や、小規模農地のためか耕作されていないで草だけが 1 メートルほど伸びている農地、また 8 月に耕作放棄地の現地

調査をした際に、該当農地としてリストアップされている農地も含まれておりました。

今回の農地改良を実施し、畑にすることにより、約8,800平方メートルの農地が集積・集約されることになり、今後は効率的・効果的な耕作が可能になるとともに、耕作放棄地の解消につながるものと考えております。

農地改良終了後については、耕作者も決まっております、ネギを作付すると聞いております。貸借りの手続きにつきましては、農地中間管理事業を活用することとし、来年5月1日を契約の始期とする事務手続を現在私のほうで進めております。

このようなことから、今回の農地改良を目的とした農地法第5条の申請については、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図40ページ及び配置図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し自己用住宅とするもので、必要添付書類が調えられております。

また、現地調査を行った結果第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

10月22日の日に、推進委員の金子さん、代理人である 土地家屋調査士、それと譲

渡人の さんとで現地確認を行いました。

現地はきれいに耕うんされていて、よく管理されておりました。 さんの自宅はこの真ん中の というすぐ右隣り、これが さんの自宅ですね。 さんの話では、自分では管理できないので、近くの農家さんに耕うんしていただき、管理していたそうです。自分の子どもたちも全部独立してまず家に戻ることはないので、自分が存命のうちに処分しておきたいということで、今回の申請になったそうです。

やむを得ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図41ページ及び駐車場配置図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し駐車場とするもので、必要添付書類が調べられております。

また、現地調査を行った結果第2種農地と判断され、これまで職員駐車場として使用してきた土地が農地であることが判明したため、是正を行いたいと考え計画したものであり、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

10月20日に、推進委員の新井さん、荻原さんで現地調査と聞き取りをいたしました。聞き取りには代理人の さんに対応していただきました。

20日の日に見たときは、現地はきれいに整地されて、畑の状態になっておりました。実

はここは事務局の説明のとおり、駐車場として使っていたんですが、今年の7月ぐらいにさんが なんですけど、個人所有の申請地を、ここ なんですけど、 のほうに売ろうと手続を始めたところ、農地だったということが分かり、畑の状態に戻して今回の申請ということになりました。

許可後は職員の駐車場として使いたいということでした。許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図44ページ及び造成計画平面図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が調えられております。

また、現地調査を行った結果第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

10月21日、担当推進委員の坂田さんとともに譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。譲受人と譲渡人は親子関係でございます。 さんによりますと、譲受人は自己用住宅を農地の一部分を使い、建築するということでした。この転用に

よる残った農地への日当たり等の支障はないと思われま

す。このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われま

すので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

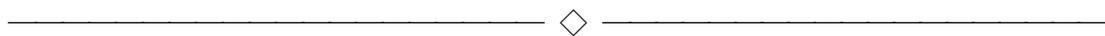
○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたしま

す。19番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願

い

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたしま



#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「令和7年（10月分）農用地利用集積等促進計画

（案）について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に高橋

雅一委員、荻原儀文推進委員、荒井雅明推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願

い

（高橋委員、荻原推進委員、荒井推進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和7年（10月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集

積等促進計画（案）につきまして、加須市より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再

配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよ

ろしくお願

い

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「令和7年（10月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している高橋委員、荻原推進委員、荒井推進委員の入室をお願いします。

（高橋委員、荻原推進委員、荒井推進委員 入室）



### ◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の16ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について14件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、20ページをご参照ください。

「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、21ページをご参照ください。

「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届け出について6件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、22ページからをご参照ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書についてでございますが、農地貸借の合意解約による届出について117件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程しました全ての議案が終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（野崎修司君） 小川会長、議事進行ありがとうございました。



#### ◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和7年第10回加須市農業委員会を閉会といたします。

閉会 午後 3時50分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年10月27日

会 長 小 川 達 男

署名委員 小 川 達 夫

署名委員 松 本 榮 次 郎